

国の直轄事業に係る都道府県等の維持管理負担金の廃止等のための関係法律の整備に関する法律案 参照条文

- 砂防法（明治三十年法律第二十九号） ..... 1
- 道路の修繕に関する法律（昭和二十三年法律第二百八十二号） ..... 1
- 道路法（昭和二十七年法律第八十号） ..... 1
- 積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法（昭和三十一年法律第七十二号） ..... 2
- 高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号） ..... 2
- 共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十八年法律第八十一号） ..... 3
- 河川法（昭和三十九年法律第六十七号） ..... 3
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号） ..... 3
- 沖縄振興特別措置法（平成十四年三月法律第十四号） ..... 4

○砂防法（明治三十年法律第二十九号）

第十四条 第六条ニ依リ国土交通大臣ニ於テ砂防設備ノ管理及維持ヲナシ又ハ砂防工事ヲ施行スル場合ニ於テハ其ノ費用ハ国庫ノ負担トス  
② 前項ノ場合ニ於テハ国土交通大臣ハ都道府県ヲシテ前項費用ノ三分ノ一ヲ負担セシム

○道路の修繕に関する法律（昭和二十三年法律第二百八十二号）

第二条 国土交通大臣は、当分の間、必要があると認めるときは、道路法第十三条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する指定区間外の一般国道の修繕をすることができる。

2 (略)

3 第一項の修繕に要する費用は、国の負担とする。但し、地方公共団体は、政令の定めるところにより、その一部を負担しなければならない。

○道路法（昭和二十七年法律第八十号）

(国道の維持、修繕その他の管理)

第十三条 前条に規定するものを除くほか、国道の維持、修繕、公共土木施設災害復旧事業費用国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第二条第二項に規定する災害復旧事業（以下「災害復旧」という。）その他の管理は、政令で指定する区間（以下「指定区間」という。）内については国土交通大臣が行い、その他の部分については都道府県がその路線の当該都道府県の区域内に存する部分について行う。

2～6 (略)

(国道の管理に関する費用)

第五十条 国道の新設又は改築に要する費用は、国土交通大臣が当該新設又は改築を行う場合においては国がその三分の二を、都道府県がその三分の一を負担し、都道府県が当該新設又は改築を行う場合においては国及び当該都道府県がそれぞれその二分の一を負担するものとする。

2 国道の維持、修繕その他の管理に要する費用は、指定区間内の国道に係るものにあつては国がその十分の五・五を、都道府県がその十分の四・五を負担し、指定区間外の国道に係るものにあつては都道府県の負担とする。ただし、第十三条第二項の規定による指定区間内の国道の維持、修繕及び災害復旧以外の管理に要する費用は、当該都道府県又は指定市の負担とする。

3・4 (略)

(負担金の納付又は支出)

第五十三条 国土交通大臣が国道の新設若しくは改築を行う場合又は指定区間内の国道の維持、修繕その他の管理を行う場合においては、まず全額国費をもつてこれを行った後、都道府県は、政令で定めるところにより、第五十条第一項から第三項までの規定に基く負担金を国庫に納付しなければならない。

2 都道府県が国道の新設又は改築を行う場合においては、国は第五十条第一項の規定に基く負担金を、同条第三項の規定により分担を命ぜられた他の都道府県は当該規定による分担金を、政令で定めるところにより、当該都道府県に対して支出しなければならない。

3 (略)

○積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法(昭和三十一年法律第七十二号)

(費用の負担割合の特例)

第五条の二 国土交通大臣が道路交通確保五箇年計画に基づいて実施する道路法第十三条第一項に規定する指定区間(以下「指定区間」という。

一)内の一般国道についての除雪、防雪又は凍雪害の防止に係る事業に要する費用に関する国の負担金の割合は、同法(第八十八条を除く。)の規定にかかわらず、三分の二とする。

○高速自動車国道法(昭和三十一年法律第七十九号)

(管理)

第六条 高速自動車国道の新設、改築、維持、修繕、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)第二条第二項に規定する災害復旧事業(以下「災害復旧」という。)その他の管理は、国土交通大臣が行う。

(費用の負担)

第二十条 高速自動車国道の管理に要する費用は、この法律及び他の法律に特別の規定がある場合を除くほか、国がその四分の三以上で政令で定める割合を、都道府県(地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区域内における高速自動車国道にあつては、当該指定都市。以下この章において同じ。)がその余の割合を負担する。

2 前項の規定により都道府県が負担すべき高速自動車国道の管理に要する費用は、政令で定めるところにより、国庫に納付しなければならない。

○共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十八年法律第八十一号）

（管理費用の負担）

第二十一条 第十四条第一項の許可に基づき共同溝を占用する者は、当該共同溝の改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に要する費用のうち、政令で定める費用を政令で定めるところにより負担しなければならない。

（国の負担又は補助）

第二十二条 指定区間内の一般国道に附属する共同溝の建設若しくは改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理又は指定区間外の一般国道に附属する共同溝の建設若しくは改築で国土交通大臣が当該道路の新設若しくは改築に伴って行うものに要する費用（第二十条第一項又は前条の規定により当該共同溝の占用予定者又は当該共同溝を占用する者が負担すべき費用を除く。）は、指定区間内の一般国道に係るものにあつては国及び都道府県又は指定市が、その他のものにあつては国及び当該道路の道路管理者である地方公共団体がそれぞれその二分の一を負担する。

2・3 （略）

○河川法（昭和三十九年法律第六十七号）

（一級河川の管理に要する費用の都道府県の負担）

第六十条 都道府県は、その区域内における一級河川の管理に要する費用（指定区間内における管理で第九条第二項の規定により都道府県知事が行うものとされたものに係る費用を除く。）については、政令で定めるところにより、その二分の一（改良工事のうち政令で定める大規模な工事（次項において「大規模改良工事」という。）に要する費用にあつてはその十分の三、その他の改良工事に要する費用にあつてはその三分の一、維持及び修繕に要する費用にあつてはその十分の四・五）を負担する。

2 （略）

○電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）

（国の負担又は補助）

第二十二条 道路法第十三条第一項に規定する指定区間（以下「指定区間」という。）内の一般国道に附属する電線共同溝の建設（第八条の規定による増設を含む。以下この条及び次条において同じ。）又は改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に要する費用（第七条第一項（第八条第三項において準用する場合を含む。）、第十三条第一項又は第十九条の規定により電線共同溝の占用予定者若しくは増設に係る電線共同溝の

占有予定者又は電線共同溝を占有する者が負担すべき費用（以下この条において「建設負担金等」という。）を除く。）は、政令で定めるところにより、国及び都道府県又は同法第七条第三項に規定する指定市（以下「指定市」という。）がそれぞれ二分の一を負担する。ただし、道の区域内の指定区間内の一般国道に係る国の負担割合については、政令で、二分の一を超える特別の負担割合を定めることができる。

2 〇沖繩振興特別措置法（平成十四年三月法律第十四号）

（国の負担又は補助の割合の特例等）

第二百五条 沖繩振興計画に基づく事業のうち、別表に掲げるもので政令で定めるものに要する経費について国が負担し、又は補助する割合は、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、同表に掲げる割合の範囲内で政令で定める割合とする。この場合において、当該事業に要する経費に係る地方公共団体その他の者の負担又は補助の割合については、他の法令の規定にかかわらず、政令で特別の定めをすることができる。

2 〇 別表（第二百五条関係）

項	事業の区分		国庫の負担又は補助の割合の範囲
(略)	五 道路	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	道路法第二条第一項に規定する道路の新設、改築及び修繕並びに高速自動車国道及び同法第十三条に規定する指定区間内の国道の維持その他の管理	(略)	十分の九・五（道路法第十三条に規定する指定区間内の国道を構成する敷地である土地のうち太平洋戦争の開始の日から復帰協定の効力発生の日の前日までに築造された道の敷地であったものの取得及び賃借にあつては十分の十、国以外の者の行う事業にあつては十分の九）以内